総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年四月七日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百十四号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の二に次の一項を加える。

2　行政評価局は、第六条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、平成二十六年三月三十一日までの間、年金業務監視委員会の庶務に関する事務（総務省設置法第四条第十八号及び第十九号に掲げる事務に係るものに限る。）をつかさどる。

附則第三条の二を附則第三条の三とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

（行政管理局の所掌事務の特例）

第三条の二　行政管理局は、第五条各号に掲げる事務のほか、平成二十六年三月三十一日までの間、年金業務監視委員会の庶務に関する事務（総務省設置法第四条第十号に掲げる事務に係るものに限る。）をつかさどる。

附則第十一条の二を附則第十一条の四とし、附則第十一条の次に次の二条を加える。

（行政管理局企画調整課の所掌事務の特例）

第十一条の二　行政管理局企画調整課は、第三十七条各号に掲げる事務のほか、平成二十六年三月三十一日までの間、年金業務監視委員会の庶務に関する事務（総務省設置法第四条第十号に掲げる事務に係るものに限る。）をつかさどる。

（行政評価局総務課の所掌事務の特例）

第十一条の三　行政評価局総務課は、第四十一条各号に掲げる事務のほか、平成二十六年三月三十一日までの間、年金業務監視委員会の庶務に関する事務（総務省設置法第四条第十八号及び第十九号に掲げる事務に係るものに限る。）をつかさどる。

附則第二十条及び第二十一条を次のように改める。

（年金業務監視委員会）

第二十条　平成二十六年三月三十一日までの間、本省に、年金業務監視委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2　委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　総務大臣の求めに応じ、総務省設置法第四条第十号、第十八号及び第十九号に掲げる事務のうち次に掲げる厚生労働省の事務に係るものに関する重要事項を調査審議すること。

イ　政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業の実施に関する事務

ロ　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第十四条第六号から第九号まで及び第十一号から第十三号までに掲げる事務

二　前号に規定する重要事項に関し、総務大臣に意見を述べること。

3　前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項については、年金業務監視委員会令（平成二十二年政令第百十五号）の定めるところによる。

第二十一条　削除

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　原口　一博

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

年金業務監視委員会令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年四月七日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百十五号

年金業務監視委員会令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条　年金業務監視委員会（以下「委員会」という。）は、委員七人以内で組織する。

2　委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3　委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条　委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5　委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

6　委員、臨時委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員長）

第四条　委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第五条　委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。

4　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6　委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。